

盛岡広域振興局長告示第63号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和6年10月29日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 名称 八幡平市三ツ森特定猟具使用禁止区域
- 2 区域 八幡平市地内の東北自動車道と農道との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南東に進み市道植立水沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道いこいの村線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道水沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進みさらに南東に進み国有林岩手北部森林管理署1516林班と1517林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林岩手北部森林管理署1516、1519林班と1521林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに北東に進み国有林岩手北部森林管理署1519林班と1520林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進み農道との交点に至り、同点から同農道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具 銃器